

東京都小学校学校行事研究会会則

第1章 名称および事務所

- 第1条 この会は、東京都小学校学校行事研究会という。
- 第2条 この会の事務所は会長の定めるところにおく。

第2章 目的および事業

- 第3条 この会は、学校行事の研究の推進ならびに会員相互の研鑽を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 学校行事についての研究ならびに調査
 2. 研究会、講演会、講習会などの開催
 3. 個人ならびに団体の研究活動についての奨励助成
 4. 研究物、機関誌などの発行
 5. この会と目的を同じくする研究所団体との連絡提携
 6. その他必要と認められる事業

第3章 組 織

- 第5条 この会は、東京都内の公立小学校および学校行事に関心をもつ教員と教育関係者をもって組織する。
- 第6条 この会に次の役員をおく。
- | | | | | | | | |
|----|----------|-----|-----|----|-----|----|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 若干名 | 庶務 | 若干名 | 会計 | 1名 |
| 理事 | 各区市町村若干名 | | | | | | |
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 3. 理事は、この会の重要事項を審議する。
- 第8条 役員を選出は次の通りとする。
1. 会長は、副会長は、役員会で選出し、総会の承認を得る。
 2. 理事は、各区市町村から選出する。
 3. 庶務・会計は、会長が委嘱する。
- 第9条 役員の仕事は2年を原則とする。ただし再任を妨げない。

第4章 運 営

- 第10条 この会を運営するために、次の会議を開く。
1. 総会
 2. 役員会
 3. 理事会
 4. 研究部
- 第11条 総会、役員会、理事会、研究部会は、会長が招集する。
総会は毎年1回開く。ただし、必要ある場合は臨時に開くことができる。
総会は次の事項を行う。
1. 会務の報告
 2. 予算・決算の承認
 3. 役員承認
 4. 会計監査の選出
 5. その他必要事項
- 第12条 役員会、理事会、研究部会は随時に開き、会の運営にあたる。
- 第13条 この会に、名誉会長および顧問、参与、相談役をおくことができる。

第5章 会 計

- 第14条 この会の経費は、会費とその他の収入をもってこれにあてる。
- 第15条 会費は、全国大会開催委年度に限り各区市町村に依頼する。
(学校数×1000円)
- 第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会 計 監 査

- 第17条 この会に会計監査をおく。
- 第18条 会計監査は、この会の会計を監査する。
- 第19条 会計監査は2名以上とし、総会で選出する。
- 第20条 会計監査の任期は役員に準ずる。

付 則

1. 階の運営に必要な最速は別に定める。
2. 会則の変更は、総会の承認を経なければならない。
3. この会則は、昭和46年4月1日から実施する。
4. 会則一部変更 昭和57年7月 2日
5. 会則一部変更 昭和58年6月16日
6. 会則一部変更 昭和63年6月 3日
7. 会則一部変更 平成 3年5月31日
8. 会則一部変更 平成19年5月 1日
9. 会則一部変更 平成27年5月 1日
10. 会則一部変更 令和 元年5月 9日